

※当資料は令和8年3月11日に実施した私立保育園の代表との協議の場での説明用に作成したものです。

【参考資料2】

私立保育所助成金の 見直しについて

宝塚市

2026.3

01

見直しの背景と目的

現在、少子化や物価高騰など、社会情勢の変化により保育を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

そんな中で、本市においても限られた財源の中で質の高い保育を安定的に維持し続けるために、「より公平で効果的な助成体系」への再構築が必要であると考えています。

01

処遇改善の強化

現場で働く保育士のみなさんが、将来にわたって安心して働き続けられる環境を整備すること

02

財源配分の適正化

限られた財源を、より支援が必要な項目へ重点的に投資すること

03

制度の持続可能性

10年後、20年後も安定した施設運営を継続できるよう、透明性の高い算定基準へ再構築すること

02

各事業ごとの見直し案

①職員基準配置事業

(1) 市配置基準の緩和

現行制度	見直し案	変更の狙い
全定員区分で休けい保育士を配置	利用定員90人超の施設の休けい保育士を廃止	国基準どおり
定員120人超の施設の調理員配置数：4人	定員120人超の施設の調理員配置数：3人	国基準との整合性の確保
担任保育士の端数処理：年齢ごとに小数点第2位まで求め、合計した端数を切り上げ	担任保育士の端数処理：区分ごとに小数点第1位まで求め、合計した端数を四捨五入	国基準どおり
山本南保育園の子育て支援担当保育士：1名配置	山本南保育園の子育て支援担当保育士：廃止	国基準との整合性の確保及び施設間での公平性の確保

02

各事業ごとの見直し案

①職員基準配置事業

(2) 人件費単価の増額

現行制度	見直し案	変更の狙い
保育士：207,000円/月	保育士：300,000円/月	拡充 人件費単価の適正化
子育て支援員：188,000円/月	子育て支援員：273,000円/月	拡充 保育士の91%に設定（有資格保育士と無資格者の市の月額単価の比率による）

※みなし子育て支援員の認定要件の見直しについて

子育て支援員研修を申し込んだ結果、当該年度の受講が決定していたにも関わらず、研修を受講しなかった又は修了できなかった場合、「次年度からみなし子育て支援員として取り扱うことはできない」としていたものを、「当該年度中、遡ってみなし子育て支援員としての資格を取り消す」に変更する。

02

各事業ごとの見直し案

②特別支援保育事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
保育士：207,000円/月	保育士：300,000円/月	拡充 人件費単価の適正化

③保育所地域活動事業・子育て支援事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
山本南保育園の子育て支援事業の実施：無	山本南保育園の子育て支援事業の実施：有 (50万円/年)	施設間での公平性の確保

02

各事業ごとの見直し案

④ 保育運営事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
入所児童1人当たり補助額：5,000円/月	入所児童1人当たり補助額：廃止	財源配分の適正化
保育体制強化事業が当該事業に内包	保育体制強化事業の外出し	拡充 制度の適正化（施設が直接補助金を受けられる仕組みに）
保育補助者雇上強化事業が当該事業に内包	保育補助者雇上強化事業の外出し	拡充 制度の適正化（施設が直接補助金を受けられる仕組みに）

02

各事業ごとの見直し案

⑤一時預かり事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
助成単価：4時間以上1,800円 4時間未満900円 上限額：540万円	助成単価：4時間以上2,400円 4時間未満1,200円 上限額：撤廃	拡充 補助単価の適正化

02

各事業ごとの見直し案

⑥延長保育事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
<p>1時間延長の助成単価： 1～9人 101,000円、10～19人 118,500円 20～29人 147,600円・・・</p> <p>2時間延長の助成単価： 1～5人 67,600円、6～9人 135,300円 10～19人 179,000円・・・</p>	<p>1時間延長、2時間延長の助成単価（共通）： 1～9人 115,000円、10～19人 140,000円 20～29人 165,000円・・・（10人ごとに 25,000円加算）</p> <p>ex.)1時間延長3人、2時間延長1人の場合： 115,000+115,000=230,000円</p>	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・単価の適正化（国基準との整合性）・18：00～18：15の空白時間分の補填
<p>配置基準： 保育士資格を有する者、又は児童の保育の業務に従事した経験がある者、若しくは将来保育士資格を取得しようとする者等で児童の保育に熱意がある者</p>	<p>配置基準： 保育士又は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第94条による職員配置基準に係る特例を申請する場合は子育て支援員</p>	<p>国基準どおり</p>

02

各事業ごとの見直し案

⑦保育士就職支援事業

現行制度	見直し案	変更の狙い
<p>支給要件： 常勤保育士として、私立保育所等で勤務を開始した日から起算して1年間勤務した者に120,000円支給</p>	<p>支給要件： ・正規保育士として1年目、3年目、5年目を満了した者にそれぞれ100,000円支給 ・非正規（常勤）保育士として1年目を満了した者に50,000円支給 ※市内で本事業の補助金を受け取ったことがある者は再度この補助金を受けることはできない。</p>	<p>拡充 定着支援を兼ねた保育士確保策への転換</p>

03

経営への影響（モデルケース）

◇シミュレーションの前提条件（以下の条件が通年続いた場合）

※定員区分は本市で一番多い120人定員を採用。入所者数、延長登録者数等は平均値を使用。

定員区分	120名	延長登録者数	～19：00 7人
入所者数 （120名定員の年齢ごとの平均値 を取得）	135名 （0歳：12名 1歳：22名 2歳：25名 3歳：25名 4歳：25名 5歳：26名）	一時預かり利用者数	4h以上：70人 4h未満：5人
		特別支援児加配職員数	5人
		保育体制強化事業	有（120万円）
		保育補助者雇上強化事業	有（90万円）
1歳児配置改善加算	有		

03

経営への影響（モデルケース）

【見直し前】

※見直しの影響のない宿舍借上支援事業等ここでは記載しない。

保育運営事業	$135人 \times 5,000円 \times 12月 = 8,100,000円$
職員基準配置事業	$5人 \times 207,000円 \times 12月 = 12,420,000円$
特別支援保育事業	$5人 \times 207,000円 \times 12月 = 12,420,000円$
延長保育事業	$101,000円 \times 12月 = 1,212,000円$
一時預かり事業	$(70人 \times 1,800円 + 5人 \times 900円) \times 12月 = 1,566,000円$
合計	35,718,000円

03

経営への影響（モデルケース）

【見直し後】

保育体制強化事業	1,200,000円
保育補助者雇上強化事業	900,000円
職員基準配置事業	$(1人 \times 300,000円 + 2人 \times 207,000円) \times 12月 = 8,568,000円$
特別支援保育事業	$5人 \times 300,000円 \times 12月 = 18,000,000円$
延長保育事業	$115,000円 \times 12月 = 1,380,000円$
一時預かり事業	$(70人 \times 2,400円 + 5人 \times 1,200円) \times 12月 = 2,088,000円$
合計	32,136,000円

04

今後のスケジュール

令和9年度の見直し実施に向けて、以下の通り段階的に検討・準備を進めてまいります。

Today～

案提示・施設側共有

[ToDo]

- 各施設への共有及び課題の整理

R8.4～

意見交換・詳細設計

[ToDo]

- 各施設意見のとりまとめ
- 影響額の個別シミュレーション（試算用シートを作成しご提供する予定です）
- 最終案確定に向けた意見交換

R8.10～

最終案確定・予算編成

10月からの予算編成に向け、これから半年余りを集中的な検討期間と位置付けています。施設運営に大きな影響が生じないように、当方としても迅速なシミュレーションの提示や丁寧な説明に全力を尽くします。懸念点やご不明点は早い段階から率直にお寄せください。一歩ずつ、共に新しい制度を形にしていければ幸いです。

R9.4

新制度移行